飾馬考

上卷

J-2270-1

的場勝美翁著

餝馬考

全二冊

三書堂藏

捨舊喜新人之常情也
俗態之訛風習之變因
是而生遂至併禮典
之器用有缺而不具正
而不完是以雖有好古
之徒亦沿革失其補修

傳譌而不免求全之毀豈非遺憾耶儀馬之具有唐鞍和鞍移鞍水干鞍及六位鞍等名而古今訛變猶有名義形狀不詳者浅城的塲勝美夫素邃國學兼涉漢籍嘗

修儀馬一書温故知新
総總名實加以注解并
附諸家秘圖欲以使學
者決疑而知古範也余
聞伯樂一顧馬價十倍
今此書實為邦典必習
梓行于世則如名驥騰

襤褸行天下其價當十倍矣嗚呼猶是表使人無遺憾未了

嘉永三年冬十二月

從二位清原宣明題

的場勝美のもとめによる

飾馬考序かく

正三位有功

書之凡水之麿

やまとしは

ふるのゝた

しかもりゝ

あらしのさ

凡例

○此書ハ中昔より此方。世に聞ゆる鞍馬の名等を擧て。先是が名義を註し。次に鞍具の製作を明辨せる也。抑世に鞍馬の飾を註釋爲る物。此彼あまたいへども。皆其の大畧を擧て。委曲に是を註せる物を見ず。然れバ唐鞍の如き。其具の品々に多かる物ハ。數書を合せて考へざれバ。熟其皆具を辨へ難きに似たり。故に今此間に載る處ハ普く諸書を通考して。若ハ其書等に漏たる物ハ。今ノ世に用ふる所を尋ねて載せつ如此て愚考の及ばざるハ旧說殊に極め難き物ハ。朋友の考をも交へて註せり

○唐鞍の名義を辨ずるに至りて。異邦の鞍具を參考るにハ。

漢籍(カラブミ)に見る所を證(アカシ)として。世にいふ唐画(カラヱ)の類ハ取らず。
然(サ)るを其唐画と称する物。實(マコト)に西土(カラ)人の画がけるにや
又ハ此國にして物せるにや。詳(サダカ)にハ辨へ知られぬまゝ
なれぞ也

○諸鞍日記に御幸鞍として載たる物ハ。倭鞍(ヤマトクラ)を如是(シカ)云なら
むと思ふ由あり。然れども近頃(キ)伊勢貞丈ぬしの註(シル)されたる
此日記の考註といふ書にハ。是を倭鞍の余(ホカ)に見られた
れバなをらく別に擧て思ふ所を註さす

○此書に飾馬の圖を見(アラハ)せるハ。其飾るやうを童蒙(ワラハベ)に知ら
しめんが為なり。又巻中に註せる。大和ノ國東大寺若宮八
幡社藏の唐鞍移鞍を初め。諸社の神馬に用[illegible]古き鞍

具の類。またある春日が神殿なる飾馬の繪と[illegible]。其圖の
既く物にも見えあれど。今ハ然るたぐひを省きて未[illegible]
流布らぬ古き繪等に。或人の持有し移鞍皆具の一図并
加へて巻の終に附つ。たゞし右が鞍具の中に。貫[illegible]渡皮
忍肌付などゝ云類の物ハ。画様のいさゝか違へる處有が
如くも思なる事ど。此鞍ハ今が世。搢紳家の外にハなき
物にて。我輩の親しくハ常に見る事を得ざれバ。其このまゝ
きまが善悪をもくも辨へ難きによれ。志ばらく原の儘に
画て見む人の訂正を待ものゝ也」
○あとゝの次序よ云此書未草稿なりしかどよ故有て京の
何某に見せ置つる我或人の窃よ摸寫出て世よ弘なく

為(ナセ)るハ慨(ウレタ)き事(ワザ)なり故に今あらたに訂正を加へ考註を
増減して正本とも然(サ)る草按の書(フミ)持(モ)たらむ人ハあはせよ
易て見給ふべし

飾馬考上卷目錄

唐鞍 鈴唐鞍　鞍橋　韉
大屧脊　鞍褥　鞍杷
鑣　手綱　鐙
逆靻 鐙靻　鞦 當面 當胸 下敷　鞖
銀面 菖蒲形　角袋 髮袋　頸総
杏葉　攝蝶　八子
雲珠　腹帶　表腹帶
鈴 腹鈴　尾韜　差縄
藥袋　鞭　唐鞍飾馬圖
和鞍　鞍橋　切付

鞍褥　鞍帊　障泥 大滑

銜　手綱　鐙

逆鞧　貫鞘　鞦

四保天　腹帶　表腹帶

差縄　鞭　和鞍飾馬圖

御幸鞍 皆具不詳

飾馬考上巻

淀藩　的場勝美考証

皇朝に馬を飾る事ハ。何の頃より有初けむ。日本書紀推古天皇紀に。十六年秋八月。辛丑朔癸卯。唐客入京。是日遣飾騎七十五疋而。迎唐客於海石榴市衢。ヿ有て。又同十八年冬十月己丑朔丙申。新羅任那使人臻於京。是日命額田部連比羅夫。為迎新羅客。荘馬之長。以膳臣大伴為迎任那客荘馬之長などと記されたる。是ハ朝廷に飾馬を取駆らしめ給へる事の。物に見えたる始也。如是て其飾りたる如何なる製の物ぞヿいふに。上代の鞍具ハ。詳に記せる物を見ざれバ。右の推古[illegible]大御世などに用ひらせしか。いかなる状の物なりけむ。さらに考る便なしヿ

いへども試に云はゞ。ふは今の唐鞍の如き物にても有らめ。如是
思故は。和名抄鞍馬具部に。辨色立成。楊氏漢語抄など云。甚古
世の書等を引て。載られたる鞍具の中に。今も此鞍の飾に用
ふる杏葉雲珠など云名も見えたれば也。然て中昔より此方。
普く世に用ふる鞍馬の品。諸の書籍に見る處。種々あり。然は
あれど。なれ其が中にも。結鞍御共鞍など云類の物は。いまの
世に聞えざるなりて。鞍具も詳ならざれば。然るたぐひの物は。
僅に其見る所を擧て。聊愚考を註すべし

唐鞍　鈴唐鞍

延喜左馬寮式に。凡蕃客乗騎唐鞍寮家掌収若有壊損随[illegible]
理。其凡雜鞍者。十年一度作替五十具。其十具用[illegible]小但唐鞍

者隨損臨時申官修理と阿事。唐鞍と云名の物に[illegible]なるハ是始なる無し。のくて名義を按るに。是ハ其皆具が唐風ニ[illegible]スに故也と云説あれど。然らず異邦の鞍馬乃飾り多大低ハ此唐鞍に等しかるべきが。諸の漢籍どもに見る處。なかゝ蔡邕獨斷ニ。金鑁馬冠也。高廣各五寸。上如三華形也と云るが。銀面が菖蒲形に似たると。考聲切韻に。紛ハ所以韜馬尾也と有物。此飾に用ふる尾袋の類にやと覺ゆる乃ミにて。其余ハ是よ等しき物を見ず又按ふに凡西土の馬が飾りにハ。障泥を用ふる事の西京雜記。唐韻などにも見えたれ。然れバ此鞍實に唐風が摸寫せる物ならむにハ。必此具をも具ハ用ひぬ無きが。其事なきハ如何ぞや。なる云バ是ら鞍橋を見るに。自来皇朝の制なる事云

あきら也。然れど此一ッによりて皆具を唐風に爲るといふ説も信（ウタ）難かるべし

車服制度手記の條（唐鞍）に右いふ鞍橋を西土の制に習へる物の如く註されしハ其製作をよく〳〵も考へ給ハざりしにて是ハ俗に朝鮮鞍などゝ称する鞍橋乃類を然（サ）ハ云なるらむと思ひ誤り給へるなるべし。抑鞍といふ称（ナ）ハ。伊勢氏（貞丈）も既く云（ハ）れしごとく是ハ其皆具を統（スベ）云名にて。如是（シカ）名付る義（ココロ）ハ。馬上に座を設る具なれバ云座を久（ク）良（ラ）と唱ふる例ハ。千（チ）座（クラ）盤座（イハクラ）高（タカ）御（ミ）座（クラ）なども旧史に多く見えたり。然（サ）れバ此唐鞍を以凡て鞍馬の名に何鞍と称する物ハ。皆其飾（リ）を云名にて。鞍ハを指（セ）るにあらず。然れども後に轉（ウツ）りて鞍橋を。又鞍といふ

以ふら里濕(マキ)れて。今の世ふ云鞍とさなふ云へバ鞍高り支の如く思へる人も多かりけれど。其(ソ)ハ和名抄ふも。鞍と鞍橋と」ふ出されたるふて辨ふべし

是以(ヲ)て見る時ハ。此鞍全(マタク)唐風を寫せし物ふはあらで。今、鞍尾韜の類のあるも似たるあり。俗(ヨ)ふ云闇合なるべし和漢自づから其製ひとしき物ハ幾(イク)許(ラ)も有支也。然るを伊勢氏が書(カ)れたる物ふも。唐鞍ハ馬の装(ヨツ)束(ヒ)を唐風ふ爲る也とも有て。さて其飾ふ皇朝の鞍橋を用ふ(ガ)支ハ不(イブ)審(カシ)とも云べけれど凡我朝の禮樂制度官位装束を始(メ)。皆唐風を學ひ用ゐられたる物なれども。唐の支を少も改(メ)ず。其儘用ひられしふあらず。唐を本ふして斟酌消息して。更ふ制度を立られたれバ。諸支唐ふ似て同じ

からざる事ありと云ハきしハ強言也。いつの御世なれバ。其禮樂制度皆唐に據りて然も斟酌消息せられきたる物。何れ唐某と云ハなれどもあらためさる例一ッも有らぬがうへ。正しく唐朝の制に依られける禮服朝服をさへ。唐某などハ云ハざるをや
禮服を自来本朝の制也と云說ハ委しからず。十二章ハ全他邦の制なる事云もさら也。いつく異邦の制を改めず。其儘用ひられし故なるに。唐某としも云ハざれど。此鞍なりとも唐風を摸寫せるにもあれ元来皇國の制なる鞍橋をもて飾れるを。如何ぞ唐の鞍とハいはれん。よく思ふべし
然らバ唐鞍とハいかなる義ぞと云に己が按處ハ既に記せる左馬寮式に。蕃客乗騎唐鞍と見えたるなれバ。是ハ古へ唐客に

乗られられし鞍なるが故に。然ハ名付たる物ならむの。小泉保
敬ハ。昔時何にてか。世に一際清く勝れたる物を稱て唐何と
云し事あり。其ハ唐珠唐衣唐匣の類也。さて其唐ハ借字にて。
明の意なるべし。明ハ穢きの反對にて。是即清く勝れたる物
をいふ。然れバ此馬の飾も他に勝れて美麗しく見處ある物
なれバ。唐鞍とハ云なるべしと云り。式に唐櫃を明櫃と書れ
たるに據る時ハ。此説ぞ宜しきにや考ふべし。さて此鞍ハ諸
鞍日記に御禊行幸の時。節下ノ左大臣一ノ上の乗鞍也。又賀茂祭ノ
の使も乗也と云り

御禊行幸ハ。践祚の大嘗會行ハれんとての十月。鴨河の邉り
に幸して御禊為させ給ふを云る。後成恩寺殿の御記にハ。是哉

豊禊と云俗にハ河原ノ御祓と云由見えたる事。節下左大臣と
ハ。右の行幸に御先に立る。節旗の下に供奉し給へる故に
云玉蘂に。建暦二年十月廿八日。此日天皇臨鴨河修禊節下ハ
左大臣良輔也。左大臣起座出自宣仁敷政等門経宣陽春華
両門向標下畢件標建禮門南去十九丈立節旗標南去一丈
立節下左大臣標とあり一ノ上ハ職原抄に。官中ノ叓一向左大
臣統領故云一ノ上と見え。節旗ハ天仁の江記に。騎馬者持之。
以緋綱四入張之件旗上三股如山字と見えたり

抑御禊行幸の日。此鞍に乗るゝ人ハ節下ノ大臣のみにあらず。
次第司ノ長官次官。及供奉の諸卿も是を用ひらるゝ事有例を
云ハず。保安四年の師元記に。今日摂政已下諸卿各唐鞍。又西宮

抄に見ゆ。大嘗會御禊。公卿各唐鞍と見え。天仁ノ江記に。次弟司ノ長官按察使中納言手振云々(シカく)。唐鞍 他ノ上御又同 次官式部ノ少輔大江有元平絹云々(シカく) 唐鞍又師元記仁治三年御禊の條に見ゆ。次弟司ノ長官次官唐ノ鞍と見えたり。然れども諸鞍日記に節下ノ左大臣一ノ上の乗鞍也と云るに見ゆ。一ノ上のみが乗ら(ラ)るゝとにもあらぬなるべし賀茂祭の勅(ミ)使(ツカヒ)乃此鞍を用ひらるゝ事ハ。諸家が記録どもに見えたり。

又公光卿記。仁治三年御禊の條に。節下右大臣実経云々(シカく)。鞍号(ナツク)レ鈴(ト)前關白被レ借(シ)二進(セ)一と云事ありき。兼光記にも。攝政殿御騎馬。令レ用(メ)二鈴唐鞍(ヲ)一給(フ)と見えたる。此鈴唐鞍ハいかなるをいふにかあらむ。或搢紳家の所傳にも。杏葉に鈴が附たるを云々し也と或人ハ云れさる事ならむか。よく知人ニ尋ぬべし

唐鞍具

鞍橋（クラボネ）　黒鞍（クロクラ）　鏡鞍（カヾミクラ）

延喜式に鞍橋一架と見え和名抄に楊氏漢（カ）語抄云鞍橋久良保祢一（ニ）云鞍瓦と見えたり。按に鞍瓦ハ日本書紀雄略紀に。鞍瓦後橋と書て。久（ク）良（ラ）保（ボ）祢（ネ）乃（ノ）之（シ）都（ヅ）久（ク）良（ラ）保（ホ）祢（ネ）と訓（ヨミ）ませ類聚名義抄にも。鞍橋（クラ）（ボネ） 鞍瓦（同訓）と註したれバ。鞍瓦も久良保祢と云べき哉。久（ク）良（ラ）加（カ）波（ハ）良（ラ）と註せる物あるを。古言を辨ぬ人の字に儘に訓を付たるなるべし。名義（ナゴコロ）ハ鞍骨乃義なり

軍器考の鞍橋條に右に鞍橋鞍瓦の支証論ありて日本紀に鞍前（アゲツラ）後橋とも又ハ鞍瓦後橋とも見えたれバ。鞍橋と云ハ今云つ前後の輪にて。鞍瓦ハ居木とも由木とも云物なるべしと云

是ハ書紀の文義をとり損じられしなるべし也惑ふ所のあらず

かくて此飾りに用ふる鞍橋の制。諸鞍日記に云處。形チハ移ウツシに同シ

但黒鞍也と見えたり。移とある移鞍を以ふ。黒鞍ハ黒地の橋に

貝を摺り玉など鈿入たる物なるべし。されバ公光卿記に馬（黒鹿毛）

唐鞍（借ニ用前橋黒地摺レ貝ヲ内大臣一如レ恒ノ云シカ々く）又正應元年十月の御記に飾馬（黒地螺鈿鞍橋）

螺鈿と有て。飾抄に是が鞍橋を註されたるにも。螺鈿入レ玉ヲ

と見えたり。螺鈿ハ俗ヨニ云金貝の㕝也

一説に黒鞍ハ無文の黒漆を以す。黒地ハ文有ル物を以ふと

云り。以このふには其差ケ別チガ有りげに思はるれど。古へより唐鞍に

無文の黒漆橋を用ひられたる㕝ハ。物に見えざるうへ。葉

黄記に。黒鞍（有ニ赤銅ノ伏輪一又有ニ菱ノ紋一）と見えたれど。古へハ文有ル物をも

ふか黒鞍とハ云へりし也

又信範記。康治元御禊の條ふ。節下左大臣殿云々(シカシカ)。御唐鞍鏡と有て。飾抄ふも。保安御禊。摂政鏡鞍と見えたるなり。鞍橋の面(オモテ)ふ金銀赤銅の類を張て。鏡の如く磨きなせる故ふ。さるを或物ふハ。金(カネ)をたゞふ張つけて。磨かぬをも。鏡と云(フ)如く注(シルシ)たるハ。委しからず。其由ハ和鞍の下。金地銀地の條り云べし

韉(シタクラ)

和名抄ふ唐韻ニ云。韉ハ亦作戔ニ和名之太久良鞍韉也と有て。挑花蘂葉ある物具装束抄ふどふも。切付同事の由を註せらる。名義(ナノコロ)ハ鞍下ふ用(ツカ)ふ具なるが故ふ。下座(シタクラ)の義ふ名付る也。故ふ常ふハ下鞍の字を用ふ。切付ハ虎豹の皮などを切裁て附けたるを云歟。但此

切付と云名最古くハ聞えぬにや。韉ハ既く日本書紀欽明紀に
も見えたり如是て此飾に用ふる物なり。信範記壽永元年御禊
乃條に。摂政殿御唐鞍云々。下鞍紫檀地螺鈿。鏡地孔雀縫物。金物付ノ下鞍ノ縁ニ銅伏輪二重掛之様物彫物ノ金と有り。按に紫檀地螺鈿とあり。地が紫檀の状に塗て。金
貝なとが摺りたるならんと思ひしが。近比鴨祭が勅使が唐
鞍に。紫檀の木にて作れる。下鞍を用ゐられたるよし。或卿曰
へり然るを是に見えたるも。真乃木地にてや有けん。鏡地孔
雀ノ縫物ハ。長秋記に唐鞍ノ具が註されたる中にも。那女鏡と云
など有て其ハ鞍橋の鏡地と同じく大滑が面に金銅或ハ白
銅の類を張て。鏡の如く磨きたるが云るされど此間なるなり。孔
雀が縫物と云事あれど。是ハ革地に薄を置たる物なるべし。

薄ハ續日本後紀に。禁金銀薄泥と見え。又延喜弾正式に。凡金銀薄泥不得爲服用并雜器飾但五月五日諸衛府甲冑飾不在制限と有て古へハ今の如く猥に用ふる事を得ざりし也さて其縫物ハ色絲をて孔雀乃形を置たるにて。真の縫物とは異なるべし。今も京御靈社の唐鞍に。さる製なる物有と或人ハ云り。かくて金銅伏輪二重掛之とは。紫檀地と鏡地の二重に掛るにや。金銅ハ俗云滅金の類也。様物云々とハ。銀の薄泥をぬりたるを様物と云。其に彫物あるを下鞍の縁に附たるにて其ハ飾抄の大滑に。透金物を附と有に同じ。然れバ此注鏡地已下ハ。凡て大滑の製を云る物なるを。様物彫物金物付下鞍縁と有て。本文にも下鞍と有れバ。紛らはしきが如くなれど。下

鞍大滑ハ共に鞍下の具にて。志かも其躰を合(セ)用ふる物なる故に下鞍とも云(ヘ)バ。自づから大滑の上にも通ずるにとぞ。分てハ云ざる也。又公光卿記唐鞍具に。左蹕と称する物あり。按に是(コ)ハ常に左筆と書て下鞍に虎の文を画(カ)ける物をいふ。然(サ)て如是(カク)号(ナヅク)る事の義(コヽロ)ハ。移鞍左筆切付の條に云べし。又長秋記唐鞍具にも豹韉といふも見ゆる事

大韉脊（オホナメ）

和名抄に。蔣魴(カ)切韻(ニ)云。韉 和名 奈女 鞍下ノ韉脊也とあり。是(コ)ハ所謂(イハユル)膚(ハダ)付(ツケ)の事也。名義(ナノコヽロ)ハ此具。飾馬に用ふるにも。勝れて大きく制(ツクレ)る故に大韉脊と云歟。奈(ナ)女(メ)とハ馬の脊に觸(レ)て。なめらかにあたる義なるべし。故に。常にハ大滑とも書るにや有(ラ)む。然(サ)て其製(コシラヘ)

八。飾抄大滑の圖に註して云。徳大寺ノ借請唐鞍冩之。大滑三重有伏輪二重付透金物端三十六。次二十六。と有て。さて車服制度手記に云飾抄の大滑ハ三重覆付と見え候二重切付と見え候歟。壽永の摂政所騎。二重と見え候。二重と申時ハ。一ツハ肌付。一ツハ切付に候飾抄の三重と一ハ切付候云々今按に大和國東大寺若宮八幡の寳庫に古制の唐鞍有り其圖の物に出るゑを見るに此大滑は三重と覺しく伏輪を三段に懸て上狀白銀の鏡地にしたるに。金銅にて唐鳥の形を置き。中と端と狀共に金地にして。同金の透金物を打たり。中心ハ華なる由物に見ゆ又正應元年の御記にハ。繍の大滑と云名も見えたり。是ハ南都春日ノ神殿間板なる。唐鞍飾馬の繪の大滑に。花

鳥を画きて。美麗(ウルハシ)く彩色を加へある。是繍の大滑あるべし。繍

ゟ和名抄に蔣魴切韻云繍ハ（和名沼無毛乃）以二五色ノ絲ヲ一刺二萬物ノ状ヲ一也とあ

る縫物を。沼(ヌ)無(ム)毛(モ)乃(ノ)と云へるハ。音便にて唱ふる也

春日の神殿の繪ゟ。後三條ノ院の御世に画る由なれども。唐鞍

の古制を考るにも。必是等に據(ル)べき也。然(サ)れども軍器考にも

春日ノ社に詣(デ)しに。神殿の繪馬に画(ガ)きたりし所を見て。年頃の

疑ひ解ぬる事ありと云ハまし

鞍褥(クラシキ)

和名抄に。楊氏漢語抄ニ云。鞍褥（久良之岐。云。宇波之岐。）俗ニと註あれバ記録

どもにハ表敷(ウハシキ)と見えたれども。正(マサ)しくハ久(ク)良(ラ)之(シ)岐(キ)と云べきなる

其名義(ナノコロ)ハ。鞍上に敷物故に云。然(フサ)て此飾に用ふる物ハ飾抄に

表敷錦と見え東大寺八幡の唐鞍なるも始ハ生皮なりしを。後ふ大和錦を以て包める由物ふ見え今賀茂祭の勅使所用ひらるゝ處も。大和錦の由なれど。古ゟ唐鞍ふも全錦を用ふるなるべし但獨窠錦をさへまる事も禁められざらし。弾正式ゟ見えたる是ハ大神宮ノ御神寶なるがゆゑなるべし又長秋記ふ。表敷紺地ノ繍。人車記ふ縫物表敷八筋ヲ付ク瓔珞などゝも見ゆ。繍の事ハ既ふ云り。瓔珞ハ種々の玉を緒ふ貫て下をいふ日本紀安閑紀ふ廬城部連枳莒喩の女幡媛と云るが。物ノ部大連尾輿の瓔珞を偷て。春日ノ皇后ニ獻りし事など見えたる事。是始ハ佛が頸ふ纏へる。玉の飾を云名ふて。佛書ふ多かる物なり。其一二を云ハゞ。法華經第廿五。普門品ニ云。无盡意菩薩云々即解頸衆寶

珠瓔珞價直百千両金而以與之云々。又云仁者愍我等故授此瓔珞まゐ佛本行經ふ。以香塗身瓔珞莊嚴云々ふどゝ云り。是ゟ鞍褥の何處ふ付ゐるふの考ふべし

鞍帊

和名抄ふ。楊氏漢語抄ニ云。鞍帊久良於保比とあり。是ハ鞍橋を覆ふ物故ふ常ふ[illegible]鞍覆とこのあり延喜彈正式ふ云凡大臣以上覆鞍者用淺紫參議已上深緋。諸王五位已上緑色。諸臣黄色。六位已下不得用まゐ左馬寮式云。凡行幸御馬鞍帊深紫綾一條幅一尺長云々是を鞍橋ふ掛ゐる狀ハ。土佐光長が画まる年中行事唐鞍の繪ふ見えゐり。然るを管見記。文保二年十月廿六日ノ記ふ又馬二疋大臣殿御分。予分唐鞍二口云々紗鞍覆此文同鞍ニと見

え。長秋記に。鞍覆薄物有レ繍とある。此薄物ハ縠なるべし。車服制度手記云。治承三年四月廿一日山槐記に。賀茂祭使右少将顕家朝臣引馬。掛二青紗ノ鞍覆一ヲ候。物具抄に。透鞍覆地薄物青。文三倍多須幾一陪也。鰭ヲ絵以二色色ノ糸ヲ一唐鳥唐花縫レ之ヲと候云々是に據ル時ハ。諸の記録に。透鞍覆と見えるなるハ。縠紗の類にて。志かる名付る義ハ。鞍橋の透て見ゆるべき也。然れバ諸鞍日記考註にも。透鞍覆ハ縠の薄物を以て作れる由註されたり。依て此絹を。和名抄に。釋名云縠ハ古女其形チ縐々視レ之如レ粟也と註し。新撰字鏡にも。古女乃幾奴と訓て。是今も六位の人。着ける處の袍なる地也と云人あれど。六位の袍ハ地太くして。薄物の縠とも些異なり。紗ハ四聲字苑にも。似レ絹ニ太軽薄也と云り。又花内記に。摂政鞍覆被レ用二葡萄染ヲ一。是寛治八

殿例也と見えたるなり。寛治時範記に。摂政殿唐鞍云々御鞍覆。今ハ蒲萄染とある。此例によりきたるなる也。蒲萄染ハ紫の黒色を帯たる物にて。譬ヘハ蒲萄の實の熟きるに似たるまで云是を江比と云事ハ。書紀神代巻に。伊弉諾尊云々。投黒鬘是即成蒲萄と有り。和名抄になり。楊氏漢語抄云。蒲萄ハ衣比加豆良乃美と註す。名義ハ是が蔓の鬚。鰕に似たるまで云歟と和訓栞に云り又打鞍覆と称る物あり。其ハ公光卿記。物具装束抄などに見え。又信範記にハ。濃打覆となる有り。今加茂祭の勅使の唐鞍。又御霊社の飾馬に用るなり。此物也と云り。名義ハ。面を濃打みして。裏を蘇芳打になる故に云濃とハ紅を黒む許に染むる也。蘇芳ハ和名抄に。蘇敬本草註云。蘇枋俗云須方人用染色とあり

鑣

和名抄ニ説文云。鑣ハ馬銜也と註し。名義ハ馬口ニ喰まる物なる故ニ口喰の意。俗語の久々美ハ含ミて。いなり口中ニ物を含むを久々牟といふ。常の事なりさて延喜式ニ是を久都波と訓。新撰字鏡ニハ。久都和と有て。今も志の唱る義ハ。口輪の意也と。和訓栞ニ云けれど。是ハ口喰の畧言ニて。久都和とある。字鏡の假字ハ誤まれるべし。如是て此飾りニ用ふる鑣の制飾抄ニ見る處ハ輪无銜といふ物ニて。其形袍の文様。輪無ニ似たれど云はるべし。尾張國。熱田の神馬ニ用ふる。唐鞍の銜も。少く此制ニ似たるが如く思はる。文南都正倉院なる蒺藜銜ハ。是も唐鞍ニ用ふ物ニて。和名抄ニ所

色立成ニ云。蒺藜衘ハ和名宇波良具都波と見え。春日ノ神殿の繪なるハ。杏
衘なるべしと伊勢氏いはれき。年中行事にある賀茂祭の唐鞍
の繪などにある鏡衘を画けり。長門國一ノ宮なる唐鞍の衘も此
物なる名義ハ各其形に就て以ふ。なほ此余にも東大寺八幡
なる唐鞍などにも用ふる處。其状常に異なる物にて。其ハ何と号ク
るにか知らず。又昔宇治ノ宝藏なる唐鑣を甲州鷹の捉て。山中の
巣に置たりと云事の物に見えたる。此鑣も唐鞍に用ふ物なる
故に唐鑣と呼たる歟。或ハ形の異なるによりて西土の制を寫
せる物ぞと思ひて。然ハ唱へしにや

韁鞚

和名抄に。兼名苑ニ云ク。繮ハ訓。久都波豆良。俗ニ云。久都波 一名ハ鑣。楊氏漢語抄ニ云。韁

鞚一名馬鞚和名同上とある。此久都波豆良即手綱の事也
此久都波豆良の波を和名抄の今本に。和とかき。上の久都
波も。久都和と書たれど。古本にも共に。波の假字を用ひつ
れど。今ハ是によれるなり
然るを兼名苑に。一名鑣と云るを。心得がたき事也。かくて久
都波豆良といふ名義ハ。銜につらなる緒なるが故に。銜連の
義をとりて号たる歟。或ハ銜蔓にて其ハ此形の。草蔓に似たれ
ばと云歟。但草蔓といふも。其蔓の。長く連なるからの名なるべ
事なれど以ばれぬしてもる其義ハ違ふまじき也。又伊勢氏ハ。銜
綱にて綱を都良と云ハ。綱貫を。都良奴岐と云に同じと云れ
き此説も然るべく思はる。然て此轡を順が俗云久都波と

せられてゐるなれ。其頃にも世俗ハ。轡を銜の事とせるゆゑなり。
是ハ注せられし也と。軍器考にいはれたれど。兼名苑のまゝ
らなりし説を。其まゝ引れたる故思へバ。此朝臣も轡と銜を。
一ツに思ひなされしにやあらむ。手綱と云名義ハ明らかなる事
轡ハ漢籍に御馬索也といひ。鑣ハ馬勒と有て一ツに云べき
物にあらず。然るを和漢共に如此思ひ惑へる由縁ハ。太平
御覧云。鄴中記に。石虎諱勒。呼馬勒曰轡。劉芳毛詩箋音義証
云。轡是御者所執也。不得以轡為勒。以勒為轡者。北人避石勒
名也。又云 六轡在手。以所執為轡審矣。今俗儒咸以轡為勒而
曽無寤者のことく見えたれども。始ハ北人。石勒が名にはゞかり
て勒を轡と呼なるを。混れて。終にハ其誤り故。皇國までも

て傳へたるにやあらむ

かくて此飾に用ふる手綱の制ハ諸鞍日記に緂也と有てさて緂とある地を白くして處々に間をおきて何色にても染るをいふ。俗に段の字を書て段々に染る事なりといふなり。義ハ通世俗にも伊勢氏以されき。飾抄にも手綱蘓芳緂如常。四位青緂と見え。人車記にも。蘓芳緂手綱。または公光卿記にも蘓芳緂如恒と見えたれど。専此鞍にハ蘓芳緂を用ふるなるべし。東大寺八幡の唐鞍なるハ。綾地に種々の色を交へし緂を用ゐ春日神殿の繪などに見る處なる。蘇芳と黄青三色の緂なり

鐙

和名抄に。蔣魴切韻云鐙ハ和名安布美鞍兩邉承脚具也とあり。名

義ハ左右相踏の義也と云説あれど。是ハ足踏の意ならむ
足を阿とのと云例ハ。足音足搔の類最多かりぎ。さて此飾りに
用る物ハ。諸鞍日記に輪鐙也と云り。今其製を考るに。正應元
年十月廿一日の御記に。餝馬云々施レ薄ヲ云々輪鐙と見えたるを。鍍の面
に薄泥を塗たる物なるべし。東大寺八幡なると。尾張國熱田
社の唐鞍なるを金銅也と云ず。春日神殿の繪に見る処ハ。赤
革にて包たる様也。此余長門國一ノ宮なる唐鞍の圖などの物
に出たる狀見るに。其形一様ならず。今賀茂祭の勅使の用ら
れし處尋ぬべし名義ハ其形をいふ又壺鐙。舌長半舌。などを
も用ふる事あり。壺ハ大和國法隆寺の寶物に古制の物あり。
延喜左馬寮式造鞍の條に。大壺鐙と見えたるハ。其制の大なる

るを云ふ名なるべし。名義ハ是も其形ちに就て辨へられたりとて又右の法隆寺の鐙にも是に屬たる金銅の鉸具あり。凡上代の鐙にハ今のごとく頭に鉸具を付る事なく。只輪ばかりなるにすれ。別に鉸具を作りて。力革の端に付たる也されて是に鐙を掛る様ハ。諸鞍日記考註に。委く註おかれたれバ。其書によりて辨ふべし。鉸具ハ和名抄に。楊氏漢語抄云。鉸具（此間云腰賀古）帯及鞍具以銅屬革也とありて。是を加古と名付るよしハ。かぎの義也と谷川士清云り。按に是ハ始。字音より轉せる訓なるべし。鉸ハはさみ合せて用をなす金具なれバ。金に交をとりて字をなせるなるらん故に字書にハ。はさみと註しまた金飾とも見えたり舌長ハ飾抄に其圖を画きて。古へ唐鞍等多無舌。只輪

計也。而近代為踏能所為然可然也とあり。名義ハ俗に舌先と
云處の長く出たる故に云。半舌ハ軍器考に。正倉院なる唐鞍
と云物の鐙ハ。法隆寺の物が如くにて。舌あるを半舌など云
物の如しと云り。名義ハ。其舌の少く出たる故。舌長に對て半
舌また舌短などゝも云。又永正の頃土佐光信が画ける。山門僧
傳神幸圖と云物を見しに。是になる唐鞍置たる馬に。今の世常
に用ふる處の鐙を画けり然ども其頃ハ唐鞍にのみかゝる鐙
を用ひしにや

逆靼（チカラガハ）　鐙靼（ミヅヲ）

和名抄に。楊氏漢語抄に云。逆靼ハ知加良加波と見えたり。諸鞍日記考
註に云。古の力革ハ。今の世が物と異なり。巾着皮と云物なく。力

革の端に鉸具を付る也。さて力革といふハ總名にて。其中に美豆緒の名あり。力革ハ鐙を踏足の力を受る意。美豆緒ハ穴緒也。穴を美豆と云ハ。針の穴を美豆と云に同く。力革に刺が さすがハ刺金也 綫刺貫く穴を。あけおく故に。穴緒と云也と云り。名義ハいかにも此説の如くなり。逆鞆と美豆緒をひとつに見る事なり。今の逆鞆の上にハ違ふれども古ハ一ツ物にあらず其徴ハ。左馬寮式造鞍の條に。牛皮一條 長三尺。廣三寸 鐙靻料 と有て。次に牛皮一條。長三尺。廣一寸五分。力革料 と見え。和名抄にも。美豆緒ハ逆鞆の余に有て。楊氏漢語抄云。鐙靻手 美豆 一云鐙靳 と見えたり。是ヲ以て美豆緒と力革の別なる由を知べし。然らば美豆緒ハ何の料ぞと云に是ハ逆鞆に合せて用をなす物なるべし。大和

國東大寺若宮八幡社藏の。古き移鞍ふ屬する。力革の圖を尤るふ。赤き革緒の下ふ。同じ革の少し幅廣なる故合せて鉸具ふ附たり是いはゆる鐙靻と逆靻の二ツなるべし。然らば力革と云名ハ鐙靻の力とする意なるべし。さるを鐙靻の穴ある物ハ弱からむ事を思ひて。是が助ふ如是合用ふるならむと思へども猶考

鞦　當面　當胸　下敷

和名抄ふ。唐式云。諸蕃入朝調度帳幕鞍韉鞦轡。量事供給（鞦ハ和名之利加岐）とあり。名義ハ尻懸なる故。計と岐ハ通音なる故をもて。尻加岐といひ。又後ふ尻加伊と云ハ。岐と伊ハ同音ふて通ふが故ふ。再轉し唱ふるなり。當面ハ飾抄ふ。其圖を出して面懸立

二尺。廣一寸横ニ加レ紐ヲ定三尺九寸。方金物六と見え。當胸ハ和名抄に。後漢書ニ云抜ニ佩刀ヲ截ニ馬ノ當胸ヲ楊氏漢語抄ニ云。斑胃ハ無奈加岐と註せり。名義ハいづれも鞦に同じ

右の鞦當面當胸を世に三懸と呼り。其體一ツなるが如し。故ニ諸の書どもに。此具の事を云るなり。鞦との有て。別に當面當胸を註せず。然れども此書も和鞍已下ハ。皆其例に習ひになれバ。其心して見るべし

かくて唐鞍に用ふる處の物ハ。信範記に赤革鞦付ニ金銅ノ金物ヲ。入ニ青瑠璃ノ玉ヲ又物具裝束抄に革鞦なる飾抄に。鞦赤滑或ハ朱漆付ニ杏葉ヲと有り。正慶元年の記になり。赤滑子鞦と見え。諸鞍日記になり。牛ノ皮を赤滑子にしてと云り。滑子とハ。漆をぬりて。滑らかになる故

の名なるべし。信範記に。付金銅金物ヲ有ハ。即杏葉并結付ニ
金物にて。下に以ふ摂蝶の事也。八青瑠璃玉ヲとも。和名抄に野
王按瑠璃（俗ニ云留利）青色如玉ノ物也と有など云此物ハ白きもあれど。
世にハ紺瑠璃をのミ其色とす。今用ふる処多くハ硝子也とぞ。
谷川士清云り一説に此革鞦を楚鞦と称る事ハ。其形少く圓
ミ有て長く直なる状樹木の楚に似るせざなりと云り。世俗
浅深秘抄に。楚鞦依官用之故唐鞍用之と見え。又愚昧記に。連
着鞦（付杏葉或ハ唐鞍鞦或ハ楚鞦也）とある此愚昧記の註に就て考れハ楚な
革鞦に限らず。凡て總なき物を云歟。さらバ唐鞍鞦。楚鞦と
分てハ以ふまじき也。さて又延慶二年の記に付楚鞦之時有
下敷と云事有て又禅大御記に節下左大臣云々飾馬（鞦下ニ引キ赤地ノ錦ヲ）

付杏葉と云事の見えたる是も下敷の事なるべし。然るを敷と云ハずして引と書かれたるは。如何なるに似たれど。俗にハ敷と引とを常に通ぜせ云なれバ。俗語の儘に記されたるなるべし。記録にも。さる事の多かる也。さて此下敷ハ。今世に下絹など云ひて用ふる類の物なるにや。古き唐鞍の繪にも見えず。石山縁起なる保元談の繪巻などにぞ。女の乗れる馬の鞦下に。白き絹の如き物見えたれど。其ハ女の乗騎に限れる具にて。此間に云とハ別なるべし。右石山縁起の繪ハ。高階隆兼延慶頃の人の画きたるにて古き物なれバ。参考の為其圖を巻末に見す

陽龍記に。節下右大臣馬白栗毛鞦有錦水引又正慶元年記に。節下左

大臣基嗣鞦在二水引一錦地とある。此水引ハいかなる物にか
あらむ。世に水引と称る物ハ幔の事にて。鞦に着べくもあ
らず。或人ハ下引を寫し誤れる歟と云へれど二處にまで
水引と書たれバさあにハあらじ。是を以て按に若ハ鞦の廻り
に下引の垂たる綫幔を引廻したるに擬て云歟幔を水引
と号る義ハ台記に鶏船四艘云々水引左右及艫ニ引廻之ヲ紺唐綾処々ニ画ク二水ノ文鰐
鰲ヲ上際ニ画ク二千鳥ヲとといふ事の見えたれバ原ハ船に引出たる名
目にやと野宮卿ハ曰へ事

鞖

和名抄に。考聲切韻ニ云。鞖ハ和名之保天穿二鞖橋一皮也と見えたる事。然れ
ど異邦の鞖ハ。此方の如く金具を交へず。凡て革をもて作るなる

爲し。名義ハ軍器考云。之保天と云事ハ。鞍の海と以ふ處より出せど。如是名付しかど。世に以ふなるを誤せるにや。あらず鞍橋の四方に出し帯なせど如此云ヒし也古き物にある四方出とあるを記せると云り已按に。是ハ鞍橋の四方に有て。胸當鞦を繋ぎとむる物なる故に。四方手の義ならむ歟。但物の名に音訓を交へて云るハ。上代に聞えぬ事なれバ。此之保手ハ。甚古くゝりの名ならむにハ。四方手の意にハあらで。其ハ胸當鞦綫縛付る物なる故に。縛手の義なる綫。縛の利を畧き。波を。保に轉し唱ふるなるらむ。波を保に轉し云例ハ。葬を保布利波良良を。保呂々と云類最多かり。又按に。絹布など綫絞ると云なきはる意にて。本ハ縛ると同言なるべくなるぞ。是ハ絞手

の畧言にもとよる思ざる。又或人ハ紋處にて。處を止とのと云
ハ立處(タチド)伏處(フシド)の類甚(イト)多く。又止(ト)を手に通(カヨハ)し唱ふる例ハ。勅使を。
止久之(トクシ)とも。弖之(テシ)とも云類也といへり。さて此鞍の飾に用ふ
る鞍の制。書籍どもにも見えざるにや。春日ノ神殿の繪なるを
花形の如くに見え。尾張國ノ熱田ノ社の唐鞍に用ふるハ。鏡鞍也
と云り。其(ワ)ハ其形圓(チカ)にして鏡に似たればなるべし。さは号(ナヅケ)しなる

銀面(キンメン)　菖蒲形(シャウブカタ)

按察使入道殿ノ記 文保二年十月廿七日御禊ノ条 に節下ノ大臣乗馬。銀面始テ置レ之。
馬頬ニ有ニ厭却氣一仍於ニ途中一取レ之ヲ馬副ノ下﨟持レ之とあり名義ハ白
銀(カネ)をもて作るが故に銀面とハ云ならむと野宮卿ハ曰へり。然らバ
東大寺八幡なる唐鞍の銀面に銀を張たるハ是其制の本に

て。信範記ニ鏡銀面と見えたるも。銀の鏡地なるべし。春日ノ神殿の繪なるハ。地を錦ニ包ミて金銅ニて。文を打たる状（サマ）ニ見ゆ。菖蒲形ハ。右の銀面ニ屬（ツケ）て。馬の額ニ當（アツ）る物ニて。延喜式ニ當額ノ花形と有も此類なるべし。天仁の或記ニ。殿下騎レ馬ニ給ノ間。御額突ニ當菖（エフ）蒲ノ形ニ人々称レ危（スト）などと云事も見えたれ。名ノ義ハ其状菖蒲ノ葉ニ似たれば以ふ。伊勢氏の書れし物ニ春日ノ神殿なる繪なる菖蒲形ハ。地を金銅ニて打て。色々なる綾錦を附たるならむ。熱田の神馬ニ用ふる物ハ。真鍮ニて打て九枚有りと見し人の語れき。是真鍮ニハあらで。金銅なるべしとあり。菖蒲ハ和名抄ニ。養性要集云。菖蒲一名昌蒲ハ和名阿夜女久佐と見ゆ

角袋（ツノブクロ）　髪袋

物具装束抄唐鞍の具ふ角袋と見え諸鞍日記同鞍の條ふも
角袋として錦ふ包みて。本ハ金ふて少し先細なるを。頭の上ふ附る
也と註せり。錦ふ包むとハ。表を錦ふ包めるふて。心ハ革なるふ
やゝ伊勢氏云ハれき。名義ハ車服制度手記ふ。此名目難心得候。
馬ふ角あるべくも候はずと見えたれど。是ハ其状の角ふ似
たる故ふて。角を納る義ふはあらじ。然らば何の料ぞと云ふ。
是ハ其髪を納る物ふて。所謂髪袋の一名なるべし。其の思ふ
故ハ御禊行幸の記録どもふ。是が鞍具を註されたるふは。髪
袋を擧て角袋を云ハず。又物具装束抄諸鞍日記等ふは。既ふ云
るが如く。角袋を註して髪袋ハ見えず。是一物二名ふして。角
袋ハ其躰をいひ。髪袋ハ是が用を云名と知らるゝ也。然れど

も後に至りてハ。髪を納る支なく只頭の飾りとのミなる故に面懸の上に木など綫をて。此袋を被(カヅ)くる物を付(ケ)おくなるべし。東大寺八幡なる唐鞍の面懸に附たる物ハ木に箔を押たり

頸(クビ)總(フサ)

諸書唐鞍の具に見えたり。名(ノ)義ハ頸に纏(ヒ)て下る故に云。其制ハ飾抄に透(スカシ)物(モノ)中(ニ)有(リ)大鈴(ニ)下(ク)瓔珞(ヲ)とある。是(コ)ハ總(フサ)の鉢を金銅などにて作りて。唐草の類を彫(リ)透したるなるべし。東大寺八幡なるもさる製(コシラヘ)の物也。下(ニ)瓔珞(ヲ)とある総の廻りに種々の玉を緒に貫て下(グ)るなるべし。諸鞍日記にも頸総とて。頤(オトガヒ)の下に付るものあり。色々の玉を貫て下(ゲ)たり。長(サ)二尺余也と云り。如(カ)是(ク)大(キ)なる物なれど。馬の厭(フ)により。手振に持(タ)せたる由宇槐記康治元御禊ノ条

に見え。公光卿記御禊ノ条にも。雲珠持レ之頸総とありて。次に
是を持様を記されたるは。頸総 不レ懸レ木ニ以ニ右手ヲ取ニ項ノ結ヲ以ニ左ノ手ヲ取ニ中程ヲ 雲珠 以ニ左右ノ手ヲ持レ之 と見えたり。雲珠をもとしく〳〵。馬の膺へまで持たする故なるべし

杏葉（キヤウエフ）

和名抄に辨色立成ニ云。杏葉 和名伊俾良。俗ニ云行衣布 とあり。是によれる時は
伊俾良といふが正語なれど。古へより専（モハラ）字音に呼馴たるにや。
伊俾良と云名は。此書の外に見えざる也。かくて名義を按に。
伊は發語の言（バ）にて。比良（ヒラ）は葉歟云歟。葉を比良と云事は日本
書紀及（マタ）延喜式に葉盤（ヒラデ）と有て。和名抄にも葉手（ヒラデ）なども見えたり。
又谷川士清が和訓栞に。杏葉は銀杏（イテフ）の葉なりと有によれる時
は。銀杏葉（イテフビラ）の畧語にてもあらむ歟。伊勢氏は和名抄に。杏子 和名

加良毛々とて有て。俗に阿牟須と云物なるが。此木の新葉を生る時。其葉の重なりて。譬バ蓑荷の如くなる。其状に習ひて是を作るにより杏葉といふ。但飾抄并圖に見えたるハ。一枚の老葉なりと云ハれき。いかにも此鞍の飾に用ふる處。大概ハさなる形の物なり。然れども世に杏葉と称る物も。馬具并とにあらず。瓔珞などの端に着たる金具の類。或ハ幕の紋。又ハ屋造にも搏風に繪様形をして。其上に打物をも杏葉と呼て。以ばれも其體一様ならぬが中に。銀杏の葉乃形したるも多く見えたれど杏子の如きハあらず。但軍器考に見えたる楠正成の胴丸に付たる杏葉ハ。飾抄の圖に見る處と大畧同様なる物也。今の具足に用きれど是ハ何の葉にてもなく大方ハ。さなる状の物るも此類なり

鞍の飾に用ふる杏葉の中には。伊勢神宮の白馬形なるは。其形並(チナベ)てには違ひて。聊か蓑虫などに似るごとくにはあらず。又春日ノ神殿の繪に見えたるは。少(シ)く銀杏の形に似たり。是以(コヲモ)て按(オモフ)に凢て此飾に用ふる杏葉は。始(モト)瓔珞などの金具と同じく。銀杏ノ葉にて有しが。後に其制の轉(ウツ)せるにやあらむ。さて此物は車服制度手記に。只今大總を用候やうに。當胸鞦に著候華にて作(リ)候と註し給へり。然れども多くは金にて作りて。華なる上京(ミヤコ)御靈の社などに有けるなるべし。故に諸鞍日記には。杏葉は金にて打て云々(シカく)と云り。是を著(ク)るやうは公光卿記に。杏葉 鞦左右各五枚。胸掛五枚。面掛左右各五枚。合テ二十五枚 と有て。又貞應元年十月廿三日ノ

禪大御記に。飾馬唐鞍云々。杏葉鞦十。胷掛五。面掛両方各七ト見え。物具装束抄にハ。杏葉ムナカイ七ツシリガイ十オモカイ十と註し置たれバ。其數定まるにハあらず。又正慶元年十月廿八日ノ記に。長杏葉と云名の見えたる。是ハ並てに勝れて。其葉の長きを以ふと聞ゆる也。又鏡杏葉と号る物有。其ハ信範記康治元御禊の條に見え又同記壽永元御禊の條にも鏡杏葉有青地唐錦敷物などゝ見ゆ。鏡と云名の義ハ先に云るが如し。在青地唐錦敷物とハ。裏に錦を敷たる也。文保二年の記にも。杏葉地敷錦と云事見えたり。今紀伊國熊野飛鳥社にも唐鞍に用ふる。杏葉の表を金銅にして。裏に赤地錦を張たるハ。是右の記録どもに云処の製也。然るを諸鞍日記考註に。錦を張たる方を表の如くいはれしハ。春

日神殿の繪に杏葉に彩色を加へたるなどに依りて。然ハおもひ
誤らせたる形なるべし

摂蝶（セツテフ）

物具装束抄唐鞍の具に。摂蝶 胸掛十。鞦十八。面掛十 と見え。長秋記にハ
蝶形鞦左右各五。胷當七。面當十也とある。此蝶形も一ツ物にて
是ハ杏葉を結付る處の金物を。蝶形にせる哉云なるべし。平
胡籙より其余の器にも。蝶の形に作れる金具ある物おほし
されバ是を摂蝶と名付る義を按るに。摂の字書に引持也。また
曲折也など有に據る時ハ。杏葉と此金物と相互ヒ引持ツ故の
名にもあらむ歟。又蝶の羽と羽を相持して。或ハ曲折れる形
になれる名なるにやまた摂ハ猶結とも見え又揔也安也な

ぞいふ註に見えたれど。是(コ)ハ杏葉を摠(スベ)くゝりて安まる意歟

とも思へりしが。また按(オモヘ)バ此蝶といふ名も。やがて彼の羽と

羽と摂まるゝりの義にて。然(サ)ハ名付つる物なるべけれど摂

蝶ハ蛺蝶胡蝶などいふとおなじく。只蝶の事と見てあるべ

きにや。蛺蝶ハ和名抄に。蝶を註シて蛺蝶一名ハ野蛾と見え。胡蝶

ハ捜神記に。麥之為ル二胡蝶ト一也と云事

八子(ハネ)

諸書唐鞍の具に見えたる事。名ノ義ハ未ダしく按(オモヒ)得ずといへども。

試ミに云バ。此具ハ馬の左右に出て。其状(サマ)鳥の両翼に似たれバ

いふ歟。波(ハ)祢(ネ)ハ和名抄に爾雅集註ニ曰。翈ハ和名八祢一云羽根也と有

て。翼(ツハサ)と異なるが如くなれど古今集なる白雲に。はねうち

のたゝし飛鴈の。ことく又土佐日記にまことにも名残聞とも
給。をはならで飛が如くに。都へも我。など詠る。是らみな羽根ハ
皆翼の事にて。今も翮と翼を一ッに云ハ常の事なり。さるを或
人ハ今の唐鞍に見る處八筋ある故に。八子（ヤツコ）と云ふならむと云ひ
たれど。飾抄にハ両方六筋。已上十二と見え。春日ノ神殿の繪に
ハ。十枚なきなれど。今の數をもて云べきにあらざる故に僕（オノレ）ハ古
くより波祢（ハ子）と呼（ビ）来れるに據れり又伊勢氏ハ是を梔花蘂葉
の貫鞘と。一ッ物の如く云れるなれど。其（ノ）とハ異なる物なり。其由
ハ次の和鞍の條に云べし。なくて物具装束抄に餉付十と以
ふ事の見えなる。是ぞ此八子と一ッ物にハ有なる。以なのみとな
れバ。世にいふ餉付ならむに。以なでも十と云數あらむ。ゆゑ

にさを思ひ定めて云フ也

世に餉付と称る物ハ。鞅を鞍橋に取着なる。其緒の余りを。後橋の左右に垂置て古へ旅行ときハ。餉を結付などせるより出なる名にて。和名抄にハ唐韻に云。韉ハ鞍鞘也 楊氏漢語抄云 加礼比都氣

とあり

又飾抄八子の圖に註して。或記。モツケ。と見えなるハ。物付の畧言にて。今の俗に。鞅の後ろ左を捕付と呼。右を物付と云り。されバ。八子ハ始。餉付より出なる物なる故に。物具抄にハ。其始めにつきて。餉付と註し。飾抄の或記にハ。其別名を云る也

雲珠

和名抄に辨色立成云。雲珠ハ宇須。今按ニ雲珠ハ雲母之一名也。為ニ馬ノ飾ト未レ詳 とあり。此物ハ

伊勢御神寶白馬形に左右鞦上。交結ある處に居置也と云ひ。諸鞍日記にも。雲珠とハ鞦の上に付る也。姫寶珠の様なる物に坐を敷て付る也と註せり。諸社の神寶及古き繪どもに見えたるも。大概ハさる物にて。只飾抄に見る處他に異なるが如くなれど此抄の圖どもハ凡て画様の麁きにより。定にハ辨へがたかる也。さて名義を考るに。先此雲珠と称る物ハ。和名抄に註せられたる如く。雲母の一名にて。本草にも雲母ハ色青白。多赤物名雲珠と見えたれバ。是をもて馬の飾と為るハ。いかにも詳ならぬ事也。是以て按に。雲珠ハ只其字を借たる物なるべし。如此て宇須と云語ハ。宇豆と同言にて何にまれ一際高き事を云とおぼしき也

宇須と宇豆をも同言也と云由ハ。宗武卿は既く曰へ里須と豆を通ハを云例ハバ。坏を須伎と以ひ。又次をは須岐と云類也然るハ髻華を宇須と云は。高く頭にさす故也。また太秦を宇豆麻佐と云は其由縁ハ。日本紀雄畧天皇の紀に。十五年秦民云々。由是秦造酒甚以為憂仕於天皇。天皇愛寵之詔聚秦民賜秦酒公。仍領率百八十種勝。奉献庸調絹縑充積朝庭。因賜姓曰禹豆麻佐一云禹豆母利麻佐。皆盈積之貌也。如是見えたれバ。宇豆麻佐ハ宇豆盛勝るにて。宇豆ハ則高き貌を云是今の世に物を多く積あげたるを宇豆高しと云に合へりと。本居翁が古事記傳に云里

此宇豆高しと以ふ事ハ。文選には穹隆を志この訓て字書に穹ハ高也と註したる。是宇豆ハ高き古叓を云證也

又萬葉集十五の巻田邊秋庭が歌に曰禮也巳能名尓於布奈流門能宇頭之保尓と詠る。此宇頭之保も。高き潮を云りと聞ゆる也然れば此雲珠といふ具も鞦の上に高く秀たる玉の飾なるをもて。宇豆とは名付たるにもあらむ歟。高き故宇豆といふ事の意は。よく按得ねどいへども試に云ば上積の義にて。物を埋と云も則此上積の畧言なるべし。又一説には稜威と云事を。宇豆と一意ならむといへり。さるは神代記に稜威此云伊都と見え。神武紀巳下には嚴を訓り。其は氣出の意なるべしと云説に據るときは。稜威も嚴も。神威の嚴然なる故云にて。五十槻。湯津真坂樹なども。皆一際勝れて目だゝしきを云称と覺えしかれば此宇豆てふ言ばも。雲珠にも髻華にも

あれ勝れて目立(タ)しく。華麗なる故云事と思はる。たとへバ伊(イ)都(ツ)久(ク)之(シ)無(ム)と云事を。宇(ウ)都(ツ)久(ク)之(シ)牟(ム)とも云るに。其伊都久之無てに事ハ。靈異記に儼然の字を書るにても知(ル)べし。須(ス)と都(ツ)と通(フ)例ハ勝美既に云るが如し。されバ雲珠ハ馬の飾の中にも。勝れて麗(ウルハシ)く。あらはれ出たる物なれバ宇豆と云歟。又書紀に珎を宇(ウ)圖(ツ)と訓(ミ)て。是ハ愛(メテ)たき意と聞ゆれバ雲珠も其意歟。越前ノ國敦賀郡。五幡(イツハタノ)神社と有も。珍幡(ウツハタ)の意なるべし。字書に珎ハ寶也貴也瑞也奇也とあるにも通(ハ)して考ふべしと云り夫木集に

唐鞍や駒もあざらぬ。ぬるさとの。庭もせにさくうずざ櫻哉

鞍馬乃山のうずざくらと云事も。唐鞍に此雲珠といふ物のあるより云出たるなるべし。此具を。今の瘦(ヤセ)隱(カクシ)也と云ハ非説(アラスコト)也

腹帯　表腹帯

和名抄に。唐韻云纕ハ和名。波良於比 馬腹帯也と見え。延喜式にハ小腹帯とあり。其ハ表腹帯を。大帯といふに對へていふ歟又物具装束抄に鞦搦又信範記に白布鞦搦と見えたる。此鞦搦も腹帯の事にてしか号る義ハ。鞍橋の由木に結付るが故に由木搦といふ意にて。鞦の字を書るハ借字也。さて由木ハ居木の轉語にて居木とハ人の乗居る處の木なればいふ

長秋記唐鞍の具に。鞆加良美と云事の見えたるハ。鞦を鞆に誤れる也。右の信範記の鞦搦をも。一本にハ鞆搦と書り

表腹帯ハ。和名抄に周禮注云鞶ハ和名。宇波良於比 馬大帯也とあり。名義ハ腹帯の上に用ふる物なる故に云。其制ハ信範記に赤地

錦ノ表腹帯と見え。諸鞍日記に表腹帯として。革を一寸許に切りて錦に包みて。先に鐙の鉸具のやうにして打て付る也と云り。延喜式にも。調布七尺を表腹帯料と註せられたれど。始ハ布を用ひしなるべし。春日ノ神殿の繪の表腹帯も。白布の如くに見えたり又公光卿記に表腹帯一筋祖付と云事あり。按に祖ハ和名抄に唐韻ニ云。祖和名。阿古女岐奴女人近身衣也と有りて。阿古女といふ名義ハ始童女の服なる故に。吾子女の意也といひ。又赤染の約言なりとも云り。其ハ何にても有なん。此間にハ只絹の借字に用ひられたる物にて。祖の義にハあらざるべきなれ。さて此物ハ表腹帯の何處に付たるにより考ふべし

鈴 腹鈴

和名抄に陸詞切韻云。鈴ハ似レ鐘小。楊氏漢語抄云鈴子須々とあり。是ハ其音(コヱ)の涼(スヾ)しげなるを云ならむと契冲云り。以ふに神名秘書に鈴ハ音字(ハコヱノナ)也と見えたる事。此具を鞦八子尾袋などに着(ツク)る物にて其制を金銅。或ハ真鍮をて作りて。形(チ)ハ尋常にあらねらざ。または腹鈴と唱ふる物あり。其ハ保安の朝記に見え。信範記にハ腹下の大鈴とあり。此物ハ伊勢氏が説に春日ノ神殿の繪の胸掛より前に長く垂たる鈴を画がきあり。是いはゆる腹鈴にて其ハ前に付たれど。垂レて腹下に至れなり。腹鈴とハ名付るにやといはれきさる事ならむかなほ考ふべし。長秋記にハ无ニ腹鈴一近来不レ同とも見えたる事

尾韜(ラブクロ)

和名抄に考聲切韻云。紛ハ（俗ニ云尾袋）所ニ以テ韜ム馬ノ尾ヲ也と註す。延喜式左馬寮式正月七日青馬ノ条ニ云。尾袋當額花形（巳上二種。各著鈴）云々尾袋に鈴を着る支ハ。信範記にも尾袋（云々付鈴ヲ）と有て。飾抄にも鈴の付たる尾袋の圖見えたり。名ノ義ハ尾を韜ム故の称なる事云りさらなり。かくて諸鞍日記ニ云。尾袋とは尾を唐尾に取て尾筒を入て付る也。此尾袋の左右に蝶の様なる物を着る也と云り尾袋にさる物を着る事ハ此記の外に見えざるにや。伊勢神宮の白馬形にハ緒に玉を貫て。末に銀杏の葉がやうなる金具が付たる物を。尾株の本より尾袋の上に下ケたり。また春日ノ神殿の繪に見る處ハ。尾株のあたりに雲形の如きものが附り。かくて此具を用ふる時。尾を唐尾に結フ事ハ。御禊行幸の記

録等ふも見え是を唐尾と名付る義ハ唐の童の髪を総角ふ
結ふ如くなる故也と云説あれど。是(コ)ハ綟尾(カラミヲ)の畧語なるべし。
さるハ蔓草歟唐草とびふも。唐ハ例の借字ふて綟草(カラクサ)の義な
れバ也

差縄(サシナハ)　引差縄(ヒキサシナハ)

飾抄ふ差縄云々(シカ〳〵)御禊白差縄也と註(シ)。物ノ具装束抄ふも白差縄
唐鞍云々(シカ〳〵)常ニ用レ之ヲ(フ)と見え。又信範記康治又壽永御禊ノ条ふ。唐鞍の具を註されたるふも白差縄と有て陽龍記寛元御禊ノ條ふハ節下ノ右大臣馬白栗毛駮云々(シカ〳〵)。差縄蘊芳綟唐綾有ニ同末濃ノ総ニと註(シル)されたり。然れども御禊の時ハ専ら白差
縄ふて稀ふハ然(サ)有(ラ)ぬをも用ひられたる也。名義(ナゴコロ)ハ頸ふさゝ
物なれバいふ。此具飾馬ふ用ふる處二種ありて。其一(ツ)を差々

縄といひ。今一ツを引差縄と称する事。諸書に見えけり。かくて
伊勢氏云。差々縄ハ氣の過たる馬の。走り出んとする時。後へ
引止るやうに引也。是を尻綱とも云。引差縄ハ先に立て牽也。
春日ノ神殿なる飾馬の繪を見るに。右の差縄ハ近衛ノ番長是を
執て。後へ引如く歩ミ。左ハ馬部ノ下郎が取て。先へ歩むさまに
画ガけり。是差々縄とも引差縄也とも云ハべき。差々縄といふ名の義ココロ
考ふべし。引差縄ハ先に立て。牽故の称ナなる叓云もさら也。又
飾抄に公卿師モロ差縄。四位已下片差縄と見えたる。是コハ差々縄
と引差縄を。左右に二筋宛さする時師差縄といひ。左に差々縄
をさし。右に引差縄を用ふる時片差縄といふ。春日ノ神殿の繪
なるハ則片差縄也

藥袋

康治元年十月廿六日台記ニ。藥袋在唐鞍具ト見エ。色葉字類抄ニモ唐鞍具也ト見エタリ。此物ハ馬の藥を入る具なるにや。其制ハ信範記ニ藥袋（黒漆螺鈿。有九緒 幷蘓芳末濃総）トある。是ハ華袋を黒漆ニ塗テ。螺鈿を加へたるにやあらむ。さて其形ハ物ニ見えず。刑部大輔光長が画ける。年中行事唐鞍の画ニ。馬部が袋の如き物を。木の末ニ結付て持たるあり。是若ハ藥袋ならむ歟。然らバ此圖ニ就て其状辨へられたり

鞭

和名抄ニ。野王按鞭ハ（和名無知 俗云無遅）馬策也（亦作策）云々。所以箠馬驅遅也と見えたり。軍器考鞍具條ニ云。和名抄ニ鞭ハ無知。俗ニ云無

遲と見えたる二ッの無き字。一ッハ寫し誤まるなるべし。源三位頼政が藤鞭。桐火桶頼政などいふ事を詠る歌に。宇治川の瀬瀬の淵々云々と見えたれど。此物を無遲と云ッハ俗の譲にや。然らバ和名抄の無き字。一ッハ不にや作らましと云り。是ハさる事なるべし。かくて名義を按ルに。鞭ハ馬を打物なれバ。宇知と云べきを。不と無ハ宇の通音なる故に。轉じて不知とも無遲ともいふ。又後に夫知とも云ッハ打チてふ事を強く云なせるにて。其ハ此具に限らず。凡て物を打事を今の俗にハ然も云り此具を徃昔不知と云へりし事ハ。物に見えざれバ疑ふ人も有ぬべきなれど。凡て皇國の物の名に。上を濁りて云る事上ッ代にハ聞えぬうへ。斑を中昔よりこなたの物にハ夫知と

訓たる残日本紀神代ノ巻天ノ斑駒の訓にハ不知とある此例に據りてハ
然ハ云りと知らるゝ也
然て此鞍に用る物ハ。信範記唐鞍ノ具に。蒔繪ノ鞭巻二檀紙一茜ノ緒と有て。
此余にもふ不見えたり。蒔繪ハ描金を云皇明文則に宣德ノ間
嘗遣レ人至二倭國一傳二泥金畫一漆之法一而歸ると見え七修類藁にも泥
金絛漆出二于日本一と記したれバ。蒔繪ハ皇國を本とせり。蒔ハ俗
にまくべきると云義なるべし。鞭に檀紙を巻事壮年の人な紅
梅檀紙を用ひ老人ハ白きを用ふる由装束抄に見え又是を
巻やうハ高倉家抄に。鞭蒔繪本末二巻レ紙有二金物赤緒一五位已上用レ之とあり。
檀紙とハ檀の皮をて為る故に云。檀ハ和名抄に萬由美と註
せり已上唐鞍の具也是を飾る様ハ。圖よ就て辨ふべし

唐鞍

倭鞍（ヤマトクラ）

諸抄及大嘗會の記録どもに見えたり。名義ハ。俗に唐鞍を異邦の制ぞと思ひなしける事。彼に對して是ハ号（ナツ）けしなるべし。然（サ）らずば此倭鞍といふ名。以て古き物には見えざるにや。類聚名義抄に。唐鞍。移鞍。結鞍。と次弟（ツイデ）して載るなれど。和鞍の名をいれず。又和名抄にも。俗ニ有ニ唐鞍。移鞍。結鞍等ノ名一と註して倭鞍の事なし

右の和名抄天文本には。移鞍を倭鞍とせり。其ハ字躰の似たる上。上（カミ）に唐鞍と有より誤りて下を倭鞍と寫しひがめたるか。或ハさかしらに。改めたるにや有べし。唐鞍倭鞍と有りしか唐鞍移鞍とある誤るべき。またはからにあらざりしゆゑに已（オレ）

ハ移鞍とあるかなれよしとせ

然て此鞍の飾ふハ。御禊行幸の時。まるさらぬをりまゝ。唐鞍ノ具を用ひらせまる事あり。其例ハ時範記寛治御禊の条ふ。節下ノ左大臣唐鞍飾馬少納言公衡倭鞍。有二銀面尾袋杏葉等一外記二人。三善雅仲。惟宗仲信。鞦。楚鞦。結二唐尾一云々とも有て此余ふも。ふ不あまし見え。然て飾抄和鞍の條ふ。保安五年九月二十一日。初齋宮御禊。前駈中将宗能朝臣。馬鹿毛黒地螺鈿橋。大滑云々連着鞦付二杏葉一と見えぬる。是レ御禊行幸の時ふもらでる唐鞍の具を用ひらせまる例證ふり

初齋ノ宮御禊ハ。齋宮式ふ。凡齋内親王定畢即卜二宮城内ノ便所一為二初齋院一秡禊而入。至二于明年七月一齋二於此院一。更卜二城外ノ浄野一造二野ノ宮一畢。八月上旬ニ卜二定吉日一臨レ河ニ秡禊。即入二野宮一自二遷入日一

至于明年八月齋於此宮。九月下旬卜定吉日臨河祓禊。参入

於伊勢齋宮とある

和鞍ノ具

鞍橋

枆花藻葉に。鞍 倭 水精地 中納言 中将 銀地 同上 鏡地 赤銅 黒地 中将 黄地

三位中将 亀甲地 少将 蒔繪鉢鞍 野望用之 とある水精地ハ伊勢氏云先年酒井雅樂頭忠恭。寛治年中制作の水精地の鞍橋を求出て。伊勢因幡貞城に摸させしを見しり。摠躰残金の梨子地にして。牡丹の花形を散して水精を入る事。さて其水精の下に色々の繪の具をさしたるが。上に透て五彩の玉の如く。美麗なるものなりといはれき。然れども凡て何地と云ハ。摠躰の地を以

に事なれバ。此搗水精を用ひなれとも。凡ての梨子地ならん
我いはでゝう水精地とハ云べき。然るをある物に此圖を出し
なるにも。水精地と有ハ不審(イブカシ)き事ならずや然らば水精地ハ
いかなる物ぞといふに。或人ハ極品の雲母(キラヽ)地を云歟と云り。
いかにも真(マコト)の水精にてある。なきよし有まじけれど。さる類の
物なるにや。雲母ハ和名抄に。本草ニ云雲母和名。岐良々五色具謂ニ之ヲ
雲華ト。多赤キ謂ニ之ヲ雲珠ト。多青キ謂ニ之ヲ雲英ト。多白キ謂ニ之ヲ雲液ト。多黄キ謂ニ之ヲ雲
紗ト有て。それ白き物の勝れて宜きゆゑ。水精にまがへり此物
を世に岐良々(キラヽ)と名付る義(ヨシ)ハ。きらめく物なれバ云つ。水精ハ和
名抄に兼名苑云。水玉一名月珠和名美豆止留太萬水精也とあり。銀地
ハ諸抄和鞍の具にも見えたり。名ノ義ハ地を銀にて為(ス)る故に

いふ。但其銀ハ白銅なるべし。さるハ長秋記に橋金地金銅と有ル
に對(ムカ)へて然(サ)え思へる也。愚昧記に銀地橋瑠璃置二葵形一ヲとある。
是ハ袍の紋などに見る。小葵の類を押たるなるべし。鏡地ハ
諸書に鏡鞍とも見えたる事。名義ハ既に云るが如し。さる或
人ハ金(カネ)をたゞに張たれば。磨ぬをも鏡とハいふ如くいひはれ
ど然らば金地銀地も鏡なるべき哉。此(コ)間に銀地と鏡地を。如
是分ちて註せざるハ。是磨くと磨ぬとによりて。其名の差別(ケヂメ)
ある故也トのく思ふべし。黒地ハ装束抄和鞍の條に。壽永二年
二月二十一日。朝覲行幸に。京極摂政干時中将にて騎馬。黒地
鞍云々(シカシカ)。又建保二年三月二十六日京極黄門記に。春日行幸少
将為家黒地鞍を用ひらると見え。又飾抄に和鞍行幸可レ用シ二縁

螺鈿」云々又西三條装束抄ニ。治承五年六月十日月輪殿下記云。
行幸ニ大将縁螺鈿の鞍を用ふとあるは。是も黒地橋の縁ニ螺
鈿を摺たる物なる事以ふもさら也。黄地ハ玉海ニ治承三年
正月二日朝覲行幸中将良通供奉。馬（髪白院御馬也）鞍黄地。また同書
安元三年御塔供養行幸の條ニも。御鞍橋黄地と有て。此余諸
物ニもなほ黄地の名見えたる事。而して名義を按るニ。是ハ金
地と一ッ物ニはあらぬニや。さるを上ニ註せる長秋記ニ。搞金
地（金銅）とあるニよる時ハ。総ての金地も金銅なるべく。さて其
金銅ハ。所謂（イハユル）滅（メッ）金の類ニて俗ニハ。さるたぐひの物を黄とも以
へまだも也。よる按ニ黄ハ木の假借ニて木地ならむか。如是（シカ）思
ふなきなる故ハ。太刀ニ木地螺鈿と以ふ物あり。其（ソ）ハ何の木

にて有木のまゝなるに螺鈿を入たる物なきぞ也。亀甲地ハ西
三條装束抄に。大治五年朝覲行幸の日。少将頼長亀甲地の鞍
を用ふとあり。伊勢氏云亀甲地ハ玳瑁を以て飾れる物なる
べし。埃嚢抄幕の紋の條に。玳瑁の字を出して加女乃加宇と
訓を付て。註に亀甲とあり。是によれる時ハ。亀甲に玳瑁の字を
用ふる如く。玳瑁をまた亀甲と書しならむと云べき。さる事
にや考ふべし。玳瑁ハ和名抄に曹憲曰蝳瑁云々。如亀出大海。
大者如籧篨背上有鱗。鱗大如扇有文章。将作器則煮其鱗如柔
皮任意用之とあり。蒔繪鞍ハ飾抄及諸抄にも見ゆ。蒔繪の事
ハ既に云り。鉢鞍ハ又伊勢氏の説に。凡古代の鞍橋ハ。前後の
輪の圓からざるも有し也。先年酒井雅樂頭忠恭。寛治年中制

作の鞍橋を摸作せる物也として見さらましに前後の輪の頭三角にて将棊の駒の形に似たり。又外に古き鞍橋を圖せるが見しに。是(コ)ハ前後の輪大なる方にして。小圓が無き事。昔ハ如是(カク)さまぐなるが有しにとぞ。輪の圓きハ鉢に似たれバ。やがて鉢鞍とも呼なるならんと云せし。此余(ホカ)沃掛地を用ふる事も物に見えたり。沃掛ハ職人歌合。蒔繪師の所にいかけ地とも見え。俗(ヨ)にハいつかなどもいへり。是(コ)ハ金泥が類を。まきかくるがいふ。沃掛地の太刀とも云り。粉(フン)とも金具を交へて。まじなるも也と野宮郷ハ曰(ノタマ)へり

切付(キツツケ)

物具装束抄和鞍の具に。切付 四位豹 五位虎 とも有て。又下に切付の定

を註せられたるに。小豹（公卿及ヒ四位用レ之ヲ）竹豹（小豹ヨリモ勝レタル物也。上臈上達部用レ之ヲ）虎

（五位）とあれ。切付とハいふ名ノ義ハ既に云るが如し。さて右の毛皮乃

名等ドモを按に。小豹ハ本草集解に土豹とも有て。圓文なきものな

れと定基卿曰へれ。竹豹ハ只豹の事なる歟。虎豹の皮を竹皮

など云るに就て。竹豹とも唱ふるならむと思へれしが。西三條

裝束抄に。保安五年二月。上皇雪見ノ御幸に御騎馬云々シカ〳〵豹ノ切付

竹豹ニアラズとあり。此註に據ル時ハ豹と竹豹ハ一ツ物にあらず。或人

ハ豹に圓文あること。只黒點のミある有て。其圓文の方歟竹豹

と云。其フハ文フの形竹チの切口リに似たるぞ也と云れ。然サる事にや

未だく按オモヒ得ざるにて虎豹の皮を竹皮と称ナツクる事ハ。其文の形チ

筍皮の黒点に似たるをいふ。故に淵鑑類函に韓愈が筍歟詠

ざる詩にも見ゆ。角牛羊没看皮虎豹存と作せり。是等の切付を用ゐられし事の物に見えたるなり。装束抄に治暦元年蓮花王院堂供養行幸に。後京極摂政云々切付小豹。又山槐記に治承三年石清水臨時祭使。右少将隆家朝臣馬（鴇毛。云々小豹切付）など見え竹豹ハ同抄に嘉禎四年。春日行幸に左大将竹豹。山槐記に永暦二年四月酉使右少将通能朝臣。引馬竹豹切付と有。虎ハ和名抄に。説文云。虎（和名止良）山獣之君也と有て。さて此切付を用ひらきたる例ハ。愚昧記に仁安三年四月賀茂祭皇后宮使に左衛門権佐経房引馬（黒地鞍虎皮切付）と見えたる至

鞍褥

諸書和鞍の具に云褥赤地錦と註して。今賀茂祭の勅使の。引

馬に用ゐらるゝも全(モハラ)此物なりと云事

　　鞍帊

挑花蘂葉和鞍の具に。鞍覆薄物有レ繍と見えたるなりいはゆる透鞍覆にて。此余の書どもにも見る所も全(モハラ)此制の物也。但たまたまに綾錦。あるひハ豹の皮なども用ひられし事も。物に見えたるよし或人ハ云事

　　障泥(アフリ)　大滑

和名抄に唐韻ニ云。韉 和名阿布利 鞍ノ飾也。西京雑記ニ云玫瑰鞍。以ニ緑地錦ヲ一為ニ蔽泥ト一今按即。障泥也後稍以テ熊羆皮ヲ為レ之ヲとあり。名ノ義ハ阿布留(アフル)といふ用語を。躰にいひふるゝ也と契沖云り。俗にあふりと云も同言なるべし。さて此飾に用ふる物なり。物具装束抄に尺(シャク)障泥

坂付ハ時用レ之大
滑ノ時不レ用レ之ヲとあり。是レ大嘗會御禊の時なとにも。大滑或
用ひらるゝ事のある故に。如是(カク)ハ註せられたる也。名ノ義ハ以
まるなく按得(オモヒ)るとと云へるを試(ミ)に云ハバ。此具ハ常の障泥に違(タガ)ひ
て長く裾廣なるが。少(シ)く笏の形(チ)に似たるをいふ歟。笏ハ和名
抄に四聲字苑ニ云。笏 音忽。俗云尺 手板長一尺六寸。闊(サ)三寸厚(サ)五分也
とありて。俗に是を尺と称(ナヅク)る義(ヨシ)ハ。一説に笏の音骨と同じきゆゑ
を忌て尺とはいふ。其(ソ)ハ笏をもて物の長短或量るが故に。尺の
音を借たる也と云り。さる事なる可し。葉黄記に寛元四年五
月。上皇八幡御泰籠の時。花山ノ院三位中将黒鞍尺障泥。また吉
槐記乾元二年正月八幡御幸の條に。黒御馬白御馬。鞍云々(シカシカ)尺
障泥とと見え。諸鞍日記に是の制作を註しるるには。馬の皮或

黒く塗て。根本ハ琵琶の撥盤塗如く。櫨(ハシ)の木が汁をて染る也
と云り。琵琶の撥盤とハ是弦弾(ヒク)とき。撥の當る所に横さまに
一文字の板を渡せる所あり。其(ソレ)を撥盤とも撥面とも云。其校
を櫨の木が煎汁をて。黄色に染たる也と伊勢氏云ハ委し。櫨は
和名抄染色具部に。文選註ニ云櫨ハ和名波迩之 今云黄櫨木也と有物
なり。以ま賀茂祭の勅使が引馬に用ひらるゝ處ハ。熊の皮に
金伏輪を掛たる物也と云り。さて此熊毛の障泥ハ。延喜式に
五位已上着る事を聽(ユル)さると見え。伏輪ハ装束抄に花族人懸
之或ハ黄絲を以て是を組押と註し。治承三年二月石清水臨
時祭。左少将隆房朝臣。障泥黄組伏輪を用ふと有り。さて金伏
輪ハ淺官の人用ふまじきよし見えたり

衡

挑花蘂葉ふ轡鏡と見え。又西三條装束抄ふも轡金銅鏡とあ里了。應永十四年三月二十三日女院入内ふ。内大臣鏡轡を用ふるなりと見えた事。近き頃賀茂祭の勅使の和鞍ふ見たりしも。銀の鏡衡なり

手綱

物具装束抄ふ手綱ノ事。蘊芳綾（公卿用レ之ヲ）棟綾（殿上人以下四位五位用レ之ヲ）と見え。飾抄ふも公卿蘊芳綾四位已下棟綾と註せり。蘊芳の事ハ既ふ云り。棟綾ハ樗断ともかく書了。車服制度手記棟綾平緒の條ふ。青断ト有レ称二樗断一同物ニ候。此平緒者白薄紫相交樗花ノ色ニ似候。五月頃花咲候。就二時節一称二樗綾一ト候。正月不レ可レ称レ樗ト。可レ称二青綾一ト候。飾抄ニモ

青綾或称棟綾ト候。鷹司家装束抄衣笠命ニ云。樗花開比五月許着之。而手綱不嫌時節樗綾青綾紫綾交也云々已上所見如此候然ニ名目抄棟綾平緒訓ハジダント付樗綾ニチヨダント訓候。棟樗二字ノ訓皆アフチト和歌ニ用候ハ定事候。殊ニ和名抄棟字。和名阿布知ト候。何トテ誤候ヤラン云々如是有て然て下の樗綾平緒の條に。子細註青綾之條ニ候。手綱ハ平緒ノ通ニ候。只今緋綾手綱多有之候。緋ト白ノ綾ニ候。是ヲ以テ樗綾手綱可被准知候。と註し給へり。又紫綾をも用ひらるゝ事の。桃花蘂葉に見え。諸問抄にも寿永二年二月廿一日。朝覲行幸。中将良経黒地鞍。小豹下鞍紫綾手綱てあり。又吉槐記乾元二年。八幡御幸の條にハ緋の丸緒手綱又太平記建武二年八幡御幸の條

に八。別當藤房卿甲斐大黒とて。五尺三寸有ける名馬の。太く逞しきに。沃掛地の鞍置。水色厚総鞦に。唐糸の手綱ゆるらかに掛なりと云る。是ら和鞍に。さる手綱を用ひられたるなるべし

鐙

飾抄和鞍の條に。行幸舌短鐙。御幸舌長とて有り。物具装束抄に八。鐙大滑時。壷鐙。切付時。に長鐙とて見え。西三條装束抄に八。保安五年二月十日。雪見御幸の時。上皇舌長を用ゐ給ひ。嘉禎四年三月二十八日。春日御幸に。左大将壷鐙を用ひらるとあり。近頃賀茂祭の勅使が馬に。梨子地の舌長を用ゐられしを見ゐき

逆鞆　貫鞘

挑花蘂葉に。力革貫鞘系とあり。此力革ハ牛の皮もて制れる

なるべし。さて此豹の貫鞘ハ。四位已上の乗具にして。五位ハ虎なるべし。名義ハ力華を貫入る物なきをいふ。是を八子と同物ならむといふ説ハ。其品を見ざるが故也

鞦

諸書和鞍の具に註ある處。連著小総。小鞦連著など見えたり。連著ハ鞦の惣躰に透間なく。総を連て着るを云。其ハ弾正式に凡六位以下鞍鞦総。不得連着ト有る文に依て辨ふべし。さるが信範記。随身乗騎の移鞍に用ふる襴總の鞦をなし。連着となるハ心得難き事也。小総ハ餝抄に古鞦小く総短し。近代甚大総長しと見えたれバ。古制に倣へる物なり。後の大総に對へて小総と呼ぶ。小鞦も又大鞦に對へて云。鞦ハ其躰の鞦るに依て

る名なるべし。又物具装束抄に畝鞦とも見えたるハ。地に畝あ
る物を云と聞えたり。さて其色ハ緋。或ハ蘇芳紫末濃。又ハ浅
黄などを用ふる事の諸書に見えたり。但緋ハ弾正式に參議
已上。検非違使別當已下。府生已上着(ツ)る事を聴(ユルサ)るとあり

鞦

物具装束抄また其餘の物にも四保手との有て其制作ハ
以まされども。是ハ鏡四保手なるべし。近き頃賀茂祭の勅使
の引馬を見しに。銀の鏡四保手を用ゐられたり

腹帯　表腹帯

桃花蘂葉に。腹帯白由木搦とあり。白ハ延喜左馬寮式に細布
五尺を。小腹帯料と註せられたれば白布なるべし。由木搦の

事ハ既ふいへ至。さて表腹帯ハ玉海。長秋記物具装束抄ふど
ユふ。只其名をのミ擧て。制作ハ以さざまざまふ。唐鞍ミ同じく
赤地の錦を用ひらるゝなるべし今の世賀茂祭の勅使が引
馬ふ見る處則其物なり

差繩

物具装束抄ふ。差々繩ノ事綾打交差繩。賀茂祭使ナド風流時用
之。白差繩唐鞍和鞍黒移等常ニ用之ヲミ有て。桃花蘂葉ふハ差繩
白ニ
筋菊打交萠木白打交。山吹。紫村濃など見ゆ菊打交ハ蘊芳
ミ白の打交。萠木白ハ萠木の濃き薄き打交。山吹ハ黄ミ紅の
打交。紫村濃ハ紫綟也。是等が差繩を用ひられし事の。記録ふ
見えたるを。玉海ふ治承二年十一月晦。右少将良通。為ニ春日祭ノ

使發向引馬（水精地云々。菊差縄）裝束抄に大治五年朝覲行幸。少将頼長蒴木白打交治蓑元年十二月行幸。三位中将山吹。天永三年春日詣。中納言中将紫村濃とあり。さて此鞍の乗用ゐる公卿ハ諸差縄を用ゐらる。されど晴儀ならぬ時ハ。畧きて一方弑差し。又ハ皆ながら用ひられざる事あり。其例ハ吉槐記。乾元二年正月八幡御幸の條に。黒御馬云々差縄一方（差々縄係非晴儀也）と有て。葉黄記寛元四年五月廿日。上皇八幡御参籠の條に。花山院三位中将（師継）予（浄衣如レ常云々）黒鞍云々。不レ差二差縄一ヲと見えたり

鞭

飾抄また桃花蘂葉などに蒔繪とありて。是ハ唐鞍に用ゐる此と同じきなるべし　已上和鞍の具也

和鞍

御幸鞍（ゴカウクラ）

諸鞍日記に云。御幸鞍の事移の形にて。赤銅を外に打て掛て。伏輪を掛たり。此金（カネ）に各が紋を打て附たる。切付ハ虎の皮。形ハ行縢（ムカバキ）切付なり。表敷ハ錦に包みて廣表敷なり。腹帯ハ下に結びて表敷の上に。表腹帯とて。革を一寸許（リ）に切て錦に包（ミ）て。先に鐙の鉸具の様（ヤウ）にして打て附る也。四方手ハ銅の小鞖。赤革にてくけたる事。力革ハ包（ン）たり。鐙ハ銅の壺鐙なり。障泥ハ尺の障泥とて。馬の皮を黒く塗たり。此鞍ハ御幸の時。公卿殿上人の乗鞍也と云り。伊勢氏云御幸とハ中古已来。院の御出行を云ど。上古ハ天子の御出行をも御幸と云り。然れバ此鞍ハ天子行幸の日。供奉の人の乗故にいふ。院の御幸とは別事なり

のまゝいまだれき。然て按に先此御幸鞍といふ名ハ。此書の外
に見えざるにや。是以て思ふに此日記ハ。元武藏國金澤の称
名寺に秘持有し物にて。所謂金澤文庫の本なり。遺し傳はる
ならむといふ説あり。然らバ是ハ鎌倉殿の頃書る物にて。御
幸鞍ハ其頃武家方にて和鞍をさハ云るにあらじと思はる。其
故ハ右の鞍具の制を考るに。鞍橋移の形にて云々といへ
るバ。是即挑花蘂葉和鞍の具に見えたる。赤銅鏡地の制にて。
切付ハ云々と云る。是も今の世和鞍に用ふる切付の状。少し
く行騰に似たる物なり。さて表敷に錦を用ふる事ハ。既に云
るが如くにて。腹帯表腹帯も右に云處和鞍の具に異ならず。
但鞍の制いさゝか違へるが如く思はるまで。古へ和鞍に用ひ

○飾馬考上終

しハさる物ならむとする説のあれど其故ハ此鞍の鞖ハ制此
書の外ニ見えざれバ也そのくて力革を包たるを云る。是ハ貫
鞘をて包めるニて。是又和鞍ニ用ふる處の製(コシラヘ)也。さる故伊勢
氏が何ニ包むや詳(カ)ならざるといはれしハ。よく按(オモ)へざるなるべし
なるべし。此餘(ホカ)鐙障泥の制も。皆和鞍の飾ニ合るが上此諸鞍
日記の中ニ。和鞍といふ名の見えざるハ是此御幸鞍即和鞍
なるが故ならずや。よく思ふべし。然(サ)れど此名ハ行幸御幸の
両義を兼たるニて。行幸のみ故いふニハあらじ。さるハ院ニ
御幸ニも。和鞍を用ひられし事の。諸書ニ見えたれバ也。但衛
鞦手綱の事などハ。此記ニ洩たれどなほよく考べし